

公募型企画プロポーザルの執行について

令和7年12月15日

大阪市福祉局長 向井 順子

次のとおり公募型企画プロポーザルを執行する。

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市福祉局生活福祉部保護課【医療グループ】(大阪市役所2階北側)

Tel 06-6208-8021 Fax 06-6202-0990

2 公募型企画プロポーザルに付する事項（詳細は募集要項及び仕様書案を参照）

(1) 事業名称

生活保護法医療扶助等診療報酬明細書点検・分析事業

(2) 契約期間

令和8年4月1日（水）～令和11年9月30日（日）

(3) 事業内容

- ア 実施機関で資格審査を行ったレセプト等にかかる事後処理業務
- イ レセプトの内容点検及び支払基金への再審査請求業務
- ウ 指定医療機関個別指導にかかるレセプト分析業務
- エ 指定医療機関個別指導にかかるレセプト調査業務
- オ 支払基金からの返付依頼書による返戻作業
- カ 原本管理台帳の作成
- キ レセプト情報並びに再審査情報にかかる報告業務
- ク 診療報酬予測分析業務
- ケ 被保護者健康管理支援事業にかかる分析業務
- コ 本市システムへの取込用データ作成業務

3 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、(3)及び(4)については、いずれか一方に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

- (3) 令和7・8・9年度本市入札参加資格者名簿に登録している者については、参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 令和7・8・9年度本市入札参加資格者名簿に登録されていない者については、参加申請時において、引き続いて1年以上営業等を行っており、かつ納税義務者にあっては、消費税及び地方消費税並びに市町村民税及び固定資産税を完納していること（本市に納税義務を有しない者にあっては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税を完納していること）。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
- (6) ISO/IEC27001、JISQ27001の認証を受けていること。
- (7) 個人情報の保護に関する内部規定を設けていること。
- (8) 本市が提供するレセプトデータ（月約2GB）を蓄積できる環境があること。
- (9) 安全にレセプトデータを保存できる環境（災害時のバックアップ等）があること。
- (10) 社員に対して個人情報保護に関する研修を実施していること。
- (11) 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託事業を実施できること。
- (12) 令和4年度以降、地方公共団体が発注する社会保険診療報酬支払基金が審査対象とする公費負担医療又は健康保険のレセプト内容点検事業について、応募時点まで継続して受託し、かつ契約履行実績を有すること。（契約履行実績については、業務が完了しているものに限る。なお、現在履行中の受託事業については、3年以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める）。

4 参加申請関係書類の交付

- (1) 交付期間・時間
 - ア 公募型企画プロポーザル参加申請関係書類一式を提示した日から令和8年1月16日（金）まで（閑序日を除く）
 - イ 午前10時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

- (2) 交付場所

前記1の担当（本市ホームページにおいても入手可能）

5 質問事項の受付・締切・回答について

質問は所定の様式により、書面で前記1の担当まで提出すること。

なお、質問の回答は、本契約条項（仕様書を含む。）の追加とみなす。

- (1) 質問の受付期間

公募型企画プロポーザル参加申請関係書類一式を提示した日から令和7年12月19日（金）まで（閑序日を除く）

- (2) 質問の受付時間

午前10時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

(3) その他

受け付けた質問に対する回答については、令和7年12月26日（金）に本市ホームページ上において公開する。

6 参加申請について

次の参加申請関係書類について、前記1の担当まで提出すること。

(1) 参加申請関係書類

書類	部数
公募型企画プロポーザル参加申請書【様式1】	1部
事業の受託実績調査【様式2】	1部
企画提案書（うち1部には押印必要）	9部
企画提案書（業者名の特定できないもの）	3部
見積書【様式3】	1部
申請内容確認書（実印押印要）【様式4】	1部
印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日前3か月以内に発行：写し不可）※ 使用印鑑届※【様式5】	1部
税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書※ (提出日前3か月以内に発行されたもの、写し可) ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。	1部
最近2か年度分の市町村民税及び固定資産税の納税証明書※ (提出日前3か月以内に発行：写し可) ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。	1部
会社概要（業者名の特定できるもの）	9部
会社概要（業者名の特定できないもの）	3部
一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、またはISO/IEC27001、JIS Q 27001の認証を受けていることが証明できる書類	1部
個人情報の保護に関する内部規定	1部

(注) ただし、※印の書類4点については、前記「3 参加資格」の(3)における
「令和7・8・9年度本市入札参加資格者名簿に登録している者」に該当する
場合は、省略できるものとする。

(2) 参加申請関係書類の受付期間

ア 令和8年1月13日（火）～令和8年1月16日（金）

イ 午前10時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

(3) 留意事項

- ア 参加申請関係書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- イ 参加申請関係書類は、受付期間内に受付場所に持参して提出しなければならない。
- ウ 本市から求めがある場合を除き、受付期間経過後の参加申請関係書類の提出及び差し替え等は一切認めない。
- エ 参加申請関係書類を受け付けた後の参加申請の撤回は認めない。
- オ 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- カ 参加申請関係書類は全て返却しない。
- キ 提出された参加申請関係書類は、提出者に無断で選定の目的以外に使用しない。
- ク 採用された企画提案書については、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）に該当するものを除いて、情報公開の対象となる。

7 契約保証金

本契約の締結にあたっては、「大阪市契約規則」第37条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の100分の5）の支払いが必要となる。

ただし、「大阪市契約規則」第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

8 事業者選定に関する事項

(1) 選定基準

仕様書（案）及び募集要項に基づき、申請者から提出された企画提案書を次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア レセプト内容点検の実施方法について【20点】
- イ レセプト内容点検の確実性・網羅性について【15点】
- ウ 目標数値の設定及び過去の実績について【20点】
- エ 単価額及び出来高額について【15点】
- オ レセプト情報に基づく報告資料及び分析について【30点】

(2) 選定方法

ア 生活保護法医療扶助等の診療報酬明細書に係る点検・分析業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）において選定する。

イ 選定会議の委員は選定会議において設定した選定基準に基づいて審査を行う。

(3) プレゼンテーション（※実施する場合は、詳細について別途連絡する。）

- ア 開催日時（※実施する場合）
令和8年2月頃
- イ 開催場所（※実施する場合）
大阪市役所内会議室

(4) その他

ア 選定会議における審査の結果、最も評価が高い事業者が複数あった場合は、事業内容の提案能力の観点（点検・分析方法や報告内容等）のみで比較して評価が高い事業者を選定し、当該観点においてもなお評価が同じ事業者が複数あった場合は、最も見積金額が低い提案者を契約の相手方として決定する。

イ 失格事由

選定会議の期間中に次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- (ア) 選定会議の委員に対して、直接又は間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (イ) 他の申請者と企画提案の内容やその意思について相談すること。
- (ウ) 他の申請者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (エ) 参加申請関係書類に虚偽の記載を行うこと。
- (オ) 参加申請関係書類の受付期間経過後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けたこと。
- (カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

ウ 選定結果の通知及び公表

選定結果については、決定後速やかに全ての申請者に通知し、また、契約予定者については本市ホームページに掲載する。

9 その他

- (1) 選定された事業者は1か月間の引き継ぎ業務を行ったうえで契約を締結し、令和8年4年1日から業務を開始する。
- (2) 契約の締結については、令和8年度予算が発効したときとなるため留意すること。